○○年○月○日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都○○区○○●‐●‐●　Aビル

株式会社○○

代表取締役 ○○

　当社は、株式会社○○(以下「分割会社」といいます。)との間で締結した吸収分割契約書に基づき、○○年○月○日を効力発生日として、吸収分割分割会社が○○事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。

　本吸収分割に関する会社法第７９４条及び会社法施行規則第１９２条に定める事前開示事項については以下のとおりです。

１．吸収分割契約の内容

　　別紙１のとおりであります。

２．分割対価の定めの相当性に関する事項

（対価が金銭交付の場合）

　本件分割に際しては、吸収分割契約に従い、承継会社は分割会社に対して承継する権利義務に代わる対価として、金○○円を交付する予定です。本件対価金額につきましては、承継する権利義務の分割契約締結時点での価値及び承継対象事業の将来の事業性に関して、両社協議の上、決定したものであり、相当であると判断しております。

（対価が株式の場合）

（１）承継会社が交付する株式の数について

　承継会社は、分割会社から本件分割契約に従い承継する本件事業に関する権利義務の対価として、承継会社の普通株式○株を新たに発行し、分割会社に割当交付いたします。

　割当交付する株式の数に関し、公正性・妥当性を確保する見地から、承継会社は、第三者機関であるＣ証券に算定を依頼しました。Ｃ証券は、ＤＣＦ（ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー）法、市場株価基準法、類似企業比較法を総合的に勘案して、割当株式数を算定いたしました。承継会社はＣ証券による上記算定結果を参考にしたうえで、分割会社との協議を重ねて、割当株式数を決定いたしました。

　したがって、本件分割に際して承継会社が分割会社に交付する株式の数は相当であると判断しております。

（２）資本金及び準備金の額

　本件分割においては、承継会社の資本金の額は増加せず、資本準備金の額は、株主払込資本変動額全額に相当する額を増加することといたしました。本件分割に際しては、機動的かつ柔軟な資本政策を実現することを目的として、本件分割により承継会社が承継する資産等及び承継会社の今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、上記の額をもって相当であると判断しております。

（対価を交付しない場合）

　本件分割に際して、承継会社は、分割会社に対し、本件承継権利義務の対価として、株式、金銭、その他の財産の交付を行いませんが、吸収分割承継会社は、吸収分割会社の発行済株式の全部を有していることから相当であると判断しております。

３．分割会社の新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

　分割会社は新株予約権を発行しておりません。

４．分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第４号）

（１）分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

　別紙２に記載のとおりです。

（２）分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

　該当事項はありません。

５．分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第192条第６号）

　当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

　該当事項はありません。

６．債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第７号）

　当社は、本吸収分割の効力発生日以降に弁済期が到来する債務について、その履行を担保するのに足りる資産を有しており、債務の履行に問題はないものと判断しております。

以上

（別紙１：吸収分割契約書）

（別紙２：計算書類）